

平成 23 年度法規制監視測定結果

1 監視測定件数

延べ 2,389 件の監視測定のうち、適合 2,383 件、法基準値不適合 4 件、自主基準値不適合 2 件

法令の名称	適用項目	対象施設等		測定数	適合数	法 基準値 不適合	自主 基準値 不適合
		名称	数				
廃掃法ほか	浸出水、 地下水	一般廃棄物最終処分場 (薬師山埋立地 ほか)	5	20	19	1 ※[5月]	
廃掃法	汚泥、焼 却灰及び ばいじん	一般及び産業廃棄物 (第1クリーンセンターほか)	11	99	99		
大気汚染防 止法	ばい煙	廃棄物焼却炉、ボイラー (第1クリーンセンターほか)	10	17	17		
悪臭防止法 ほか	悪臭	悪臭原因物 (汚泥リサイクルパークほか)	3	3	3		
騒音規制法 ほか	騒音	印刷機、ポンプ、送風機等 (本庁第1庁舎、雁木通りプラザ ほか)	35	52	52		
振動規制法 ほか	振動	圧縮機、ポンプ、送風機等 (教育プラザ、高田図書館ほか)	30	59	59		
水質汚濁防 止法ほか	排水	排水処理施設 (下水道センター、農業集落排水 処理施設ほか)	56	616	602		2 [4、5月]
下水道法	排水	下水処理施設 (下水道センター、浄化センター)	7	84	84		
浄化槽法	排水	浄化槽 (農業集落排水処理施設ほか)	197	1,407	1,407		
ダイオキシ ン類特措法	排ガスほ か	廃棄物焼却炉ほか (第1クリーンセンターほか)	3	7	7		
労働安全衛 生法	ダイオキ シン類	廃棄物焼却炉 (第1クリーンセンターほか)	3	6	6		
肥料取締法	有害物質	汚泥肥料 (汚泥リサイクルパーク)	1	1	1		
県公衆浴場の 配置、衛生措 置の基準条例	水質	浴槽水 (ユートピアくびき希望館、八千 浦交流館はまぐみ)	2	18	18		
計			363	2,389	2,383	1	2

※安塚区円平坊一般廃棄物最終処分場での地下水検査結果において、平成 23 年 5 月に自然由来とされる「ほう素」が検出され環境基準を超過し現在も同様の結果が出ている。このため、5 月以降の「ほう素」による基準値超過は別管理としカウント対象外としている。

2 不適合等の状況

(1) 法基準値不適合 1件 … 「(3) 経過報告」に記載のとおり

(2) 自主基準値不適合 2件

法令等の名称	施設名	月	不適合の状況	是正処置の状況
水質汚濁防止法	名南浄化センター	4	BOD が自主基準値超過 【法基準】 160 mg/ℓ 【自主基準】 20 mg/ℓ 【測定値】 45 mg/ℓ ※3月測定値は 64 mg/ℓ	昨年 6 月 2 日開催の第 1 回 EMS 部会において、3 月の不適合発生案件として下記により是正完了旨を報告済み。今年度 4 月にも同原因で不適合となったため再掲するもの。5 月以降は順調に推移。 1 月 31 日早朝の停電でブローアが停止し、活性汚泥中の微生物量を表す MLSS 値が低下したことに伴い、処理能力低下し BOD が自主基準値を超過したもの。 MLSS 値を回復させるため、余剰汚泥弁の停止及びばっ気槽の汚泥入替を実施し、5 月 10 日採水(メンテ業者の自主検査)結果では BOD 値が 5.3 mg/ℓ となり処理能力が回復した。 MLSS 値低下対策(余剰汚泥弁停止等)の遅れにより、長期での対策が必要となったことから、今後は MLSS 値の状況変化等に対応しながら、維持管理を行っていく。
	下名立浄化センター	5	BOD が自主基準値超過 【法基準】 160 mg/ℓ 【自主基準】 20 mg/ℓ 【測定値】 24 mg/ℓ	運転調整により改善されたが、原因の特定ができない状況であったことから、今後の対応について下記により施設維持管理業者に指示を行った。6 月以降は順調に推移。 ・機器の作動状況についての定期点検の徹底 ・水温・流入水の状況変化等に対応した維持管理の徹底 ・障害発生時の早期点検と原因等確認の徹底

(3) 経過報告

① 不適合発生が自然由来と推定される案件

法令等の名称	施設名	月	不適合の状況	是正処置の状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	安塚区 円平坊 一般廃棄物最終処分場	5 9 10 12	観測井戸地下水の「ホウ素」が地下水環境基準超過 【基準値】 1mg/ℓ以下 【測定値】 5 月…1.2mg/ℓ 9 月…1.1mg/ℓ 10 月…1.2mg/ℓ 12 月…1.1mg/ℓ	上流側観測井戸、下流側観測井戸及び放流水の内、上流側井戸の地下水のみで環境基準を超過したことから廃棄物由来ではなく自然由来と推定される。 上流側井戸水の検査項目に「ホウ素」を加え毎月監視測定を実施している。 毎月の数値が安定しないため、今後も検査を継続し数値の上昇がないか推移を注視するとともに、市民等に対してホームページを通じ随時検査結果等を公表している。

② 事故等への対応状況の確認結果

内容	施設名	月	事故等の状況	是正処置の状況
排水による魚類のへい死	水族博物館	10	中和不十分な状態の消毒液を川に排水 飼育プールの清掃に使用した消毒液(次亜塩素酸ナトリウム)の中和処理が不十分な状態で排水が天王川に流れ出し魚約 550 匹が死亡したもの。(死亡魚を回収し翌日には魚影を確認)	事故の原因やその後の対応等を確認するため、内部環境監査を実施し、手順書に基づき中和処理が正しく行われていなかったことが原因と判明した。 是正処置として、排水前の中和作業と残留塩素の確認を徹底するため、手順書に写真を加え作業がより明確になるよう見直され、その手順の徹底が図られるよう職員に対して教育訓練が実施されていることを確認した。 なお、内部環境監査により、不適切な事象がいくつか判明したため是正を求めるとともに、来年度改めて監査を実施し再発防止につながっているかの確認を行う。

※原因と考えられる次亜塩素酸ナトリウムについては、「高圧ガス保安法」、「毒物及び劇物取締法」及び「消防法」等の規制を受けないが、反応性が高く、劣化しやすい化学薬品であることから、適切な取扱いとその性状を保持するために適した維持管理が必要となっている。